

第2回 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会概要

1 日 時 平成30年8月8日（水）午前10時00分～午前12時10分

2 場 所 岡山市勤労者福祉センター 4階 第2会議室

3 出席者

委 員 沖津委員、加藤委員、川崎委員、小寺委員、島原委員、難波委員、藤原委員、
間嶋委員

岡山市 門田環境局長、
石井環境局次長、河原下水道施設部長、
國米環境事業担当部長、三谷下水道施設部参事、岡崎環境事業課長、
三谷下水道経営企画課長、山川下水道河川計画課長、
堀江下水道施設管理課長、三宅環境事業課ごみ対策班担当課長、
その他関係部局職員

4 傍聴人 1名

5 会議の概要

① 開 会

事務局から第2回審議会の開会の挨拶のあと、会長より傍聴希望者1名について、審議会委員に諮った上で傍聴を承認し、入室させる。

② 議事（1）として、他都市の合理化事業の状況について、事務局から説明を行う。

岡山市：他都市の合理化事業の状況について説明する。

【比較表について】

委 員：比較表の中でA市とかB市となっているが具体的な市名は教えてもらえるか。

岡山市：合理化事業についてオープンな市とそうではない市があるため具体名は回答できない。

会 長：岡山市で独自に調査したものか。

岡山市：熊本市が平成29年度調査した資料に基づいて、必要な項目を書き加えた資料

になっている。

③ 議事（２）として、過去の合理化事業計画について事務局から説明を行う。

岡山市：岡山市と倉敷市の合理化事業計画について、事務局から説明を行う。

【過去の合理化事業について】

委員：平成２６年度以降の合理化事業に関する提言書の資料９の別紙１がついていないが。

岡山市：別紙１について、付け忘れていたため、次回提示する。

会長：第２次、３次と審議会として利益率の見直しをTKCのデータを用いて提言をしたが、交渉の結果、利益率は１０％、年利率８％と戻っている。審議会で現実に即した提言をする義務、議論の意味があるのか当局の考え方が知りたい。

岡山市：審議会で提言された利益率と年利率については当局としても尊重して、相手方との交渉にあたっていきたい。

【利益率、年利率について】

会長：TKCのデータについて説明して欲しい。

岡山市：税理士会、公認会計士などのTKC会という中でされている、し尿処理業の事業者２、３００社のサンプリングデータを統計的に処理したものである。

会長：TKCの情報を基に過去３年間の利益率を計算して議論する案、交渉の結果ずっと１０％であるため１０％にする案、別の方法を検討するという３つの選択肢があると思うが。

副会長：TKCを使用するのであれば、年利率８％についても実際に実情に合わせて考慮しないと整合性がとれないのでは。利益率１０％は岡山市のし尿処理手数料を条例で定める際に設定したものであり、それを変えていいものなのかの議論も必要では。

委員：交渉の結果、利益率が１０％に戻っているが、提言に対する反論として、相手方から実際の利益率の数値は提示されたのか。

岡山市：提示はされていない。年利率は変えずに利益率のみを現状にあわせるのは適切

ではないというのが相手方の主張である。

会 長：利益率については委員の皆さんもいろいろな意見があるので、事業の将来的なことも考慮しながら継続審議とする。

【合理化事業の今後】

会 長：支援事業に対して、非常に厳密な議論をするよりも、し尿処理を浄化槽に変えていく努力をすることで、将来的に事業がどう縮小していくのかという計画が本筋だと思うが。下水道、浄化槽の普及の現状から今後し尿収集量がどう減っていくのか。

岡山市：下水道、浄化槽の見通しも含めた整備計画の説明を、次回資料で提示する。

会 長：し尿処理の収集量が減ることにより、トータルとしての支援額がどう変わるのか次回見せて欲しい。

岡山市：合理化事業計画は、5年間の計画であり、次回には収集量の予測から減車の根拠等を示したい。

【離職者補償について】

会 長：3次の提言では、離職者補償が適用から外れているが。

岡山市：実際のところ離職者がおらず、配置転換がしっかり行われているということで判断された。

会 長：離職者が実際にいないのであれば、補償の対象にしないという前回の案を踏襲してもいいのでは。

副会長：離職者補償をもらうために、解雇しますとなるのがよいのかどうか。

岡山市：合理化事業の目的は転業支援であり、業者従業員に知識、技術、経験を積ませるものであり、離職者補償は、業務転換のための投資及び従業員の教育等に充てる補償という考え方で項目は残されている。

会 長：一部で補償が強くなったり、一部で支援が強くなったりするのではなく、支援を基調として審議会として議論していきたい。

委 員：実際の離職の有無を問わず、離職をされる（転業を支援する）ことについての

算定根拠の一つであるのであれば、入れるべきである。

委員：金銭補償でなく、代替業務なので不要ではないか。

委員：（合理化事業）計画自体長期にわたっており、代替業務の提供を受けらる中で、既に転業に必要な知識等が習得されてしかるべき時期にあるので支援の必要性は乏しい。

会長：何年たったから補償を打ち切れればいいのかというところの根拠はなかなか決められないと思うが。

委員：基本は業者の自助努力により対策されるべきであり、離職者補償は必要ない。市民は自助努力が原則であり、市が市民にどう説明していくのか疑問に思う。

会長：難しいところだが、自助努力のみでは合理化（事業）自身存在せず、合理化事業を始めたということは、支援を続けるという判断がされたわけなので、ある程度離職者に対しても支援をしていかなければと思う。

会長：離職者補償については補償すべき、すべきでない両方の意見があったということでのよいのか。

岡山市：支援額につながる部分になるので、審議会として結論は出して欲しい。

会長：議論は尽くしたと思うので、支援として離職者補償を入れていい方は？
（賛成者多数）

会長：両方の議論は出たが、支援あるいは教育という点で離職者補償を出すこととする。

④ 議題（３）課題、論点の整理について

会長：課題、論点の整理については？

岡山市：議題（２）において、充分議論された。

⑤ 議題（４）その他について

事務局から特にないことを伝える。

⑥ 閉会

会長の挨拶をもって、閉会とする。